



相澤與一著

『社会保障「改革」と現代社会政策論』

下山房雄

1. 本書の構成・概要

内容のもっとも簡単な要約を示す意味で章別構成を、まず紹介しておこう。

1. 「臨調行革」と社会保障「改革」／2. 英国サッチャー政権下の失業問題と社会保障「改革」／3. 社会保障「改革」論への一批判／4. ソーシャル・ポリシー概念の批判的摂取の一作業／5. 「総合社会政策」論と社会政策論の総合化／6. 社会政策概念の一再考

1～3章が「第Ⅰ部 社会保障の『改革』」を、4～6章が「第Ⅱ部 現代社会政策論の再構成」を成す。Ⅰ部1、2章は、日本とイギリスにおける新自由主義の下での社会保障の後退実態を紹介したもの。その政策批判の基準は「残酷なまでの『臨調行革』」といった文言表現（67頁）に象徴される。

Ⅱ部は、学説批判である。一方で、労働の視点を欠く英米流の「社会政策」概念およびその日本への移入形態が、他方で社会保障・福祉といった生活問題を概念に包摂しえない戦後日本の講壇での通説すなわち社会政策＝労働力保全説が批判される。Ⅰ部3章も学説批判だが、とりあげた福武氏の学説が、新自由主義的社会保障攻撃を直接支えるイデオロギーであるというわけで、Ⅰ部に収められている。

本書の基本的スタンスに私は同意しているので、私の評は批判というよりも、本書の展開に触発されての感想若干ということになる。

2. 生活の「社会化」と自主的協同

まず、著者・相沢さんのキー概念であり、本書でも折々登場している「生活の社会化」について、考えてみた。労働も消費も、それが社会的分業＝商品経済に依拠する限りで当初から間接的に「社会化」しているわけだが、労働・消費それぞれの場における直接の「社会化」については、随分と様相を異にする。

資本主義的労働は協業が基礎だから直接的にも当初から「社会化」である。しかし、消費についてはそうではない。消費は「私的に個別的におこなわれ」（本書130頁）るのである。しかし、そのもとで必然的に発生する貧困、生活困難に対して、さまざまな協同的行為が展開されていった。イギリス熟練労働者のクラフト・ユニオンによる共済という互助はその一つの形態である。長期不況（前世紀末、今世紀30年代）はその互助システムを、資本さらには国家を結果的に引き込む形で発展させることになる。この自助→互助→公助の「社会化」論理の上で成立した公的生活保障のシステムは、疎外態として自立化し、収奪システム化したり、官僚制の弊害で労働者・住民の生活から遊離していく。公助のシステムが未成の分野や、それが疎外態となった隙間において、協同組合やボランティア活動の自主的協同としての生活「社会化」が組織されることになる（本書70頁参照）。

したがって、国民年金加入ボイコットに事実

上導いたような高度成長期に運動の側で盛んだった社会保障＝収奪システム論や、経済危機以降にめだつようになった自主的協同を新自由主義的社会保障後退策を支援するものとして排撃する議論は、いずれも正しくない。現在たび重なる制度改悪と「高齢化社会危機論」の宣伝の中で、公的年金への不信が急速に広がっている。この時期を、民主的福祉国家の一環としての公的年金制度にむけての運動を組織するひとつのチャンスに転じなければならぬと思う。

3. 社会保障・福祉の日欧格差

イギリスを含むヨーロッパの福祉国家と、厚生省などがしばしば「ヨーロッパなみ」と強弁してきた日本との違いを考えてみよう。「産業国家」であった日本は、70年代当初に児童手当制度導入や医療・年金のかんりの制度改善を行なうことで漸く「福祉国家」的側面も備えようとした。しかし、そうしたプラス方向の社会保障改革は財政危機の原因という「あらぬ罪」「濡れ衣」(本書34頁)をきせられ、マイナス方向の「改革」にたちまち逆転させられた。

ところで、本書が中心的に述べている年金や医療「改革」については日本もイギリスも80年代は酷い状況というイメージであろう。私は児童手当、住宅手当＝家賃補助、在宅介護についてのヨーロッパに対比してのおくれがもっと制度論的にも明らかにされることが必要と考える。これらのうち在宅介護について言うと、もともとこれは公的施設の削減を狙った「福祉社会論」の提唱のもとに「臨調行革」政治の中で唱えられたものだった。ところが、このごろ次第に明らかになりつつあるのは、ヨーロッパの在宅介護の公的支援システムが日本との対比で隔絶的に充実しているということである。日本共産党埼玉県社会福祉対策委員長の報告によると(「福

祉国家デンマークは今一を見て」『赤旗』93年9月25日)「人口40万人の大宮市では常勤のヘルパーは3人。デンマークなら約3千人近くのヘルパーが援助している」し、同党相模原市議の報告によると(党神奈川県北部地区委員会『赤旗読者新聞』93年10月3日)「介助器具や物品が1400円以上のものはすべて無料。ホームヘルパーや訪問看護婦から連絡があると2日以内に対応」といった具合である。

日本の児童手当は、1972年に漸く導入された。最賃制を業者間方式から国際的には通常の審議会方式に切り換えたのが1968年だったことと併せ、日本の労働基準・生活基準の後進性の指標である。とはいえ、当時、国立大学助教授という日本のホワイトカラーでは多分中位の賃金の私にも受給資格が発生し、4児を抱えて四苦八苦していたわが家計にかなりの意味があったことを記憶している。だがその後直ちに所得制限の強化、児童への支給期間の短縮などの「改革」に見舞われ(本書56頁)、現役労働者の生活保障システム機能はゼロに近くなってしまった。住宅手当についていえば、東京・大阪の都心区のいくつかで新婚世帯に給付するといった程度のごく限られた形でしか、日本では存在していない。そして、年金については総選挙の公約コンクールの的になったことがあったのに対して、これらの現役労働者への社会保障給付が選挙の争点の一つとなることは未だかつてなかった。なぜなのか。年金は、恩給という形で庶民の身近な羨望の的として存在したことがあるのに、児童手当・住宅手当はそうした現実性が無く、強い国民的要求と成り難いのだろうか。諸外国の制度研究とともに、この運動論的状况についても研究を進める必要があらう。

4. 「生活者」論への疑問

さきの宮沢内閣は「生活大国」を言い、現細

川首相もしきりに「生活者」を強調するこの頃である。もともと「生活者」を唱える向きは、経済・生産・企業の発展が国民生活を真に豊かなものにしてはいない現状を批判するつもりなのだと思うが、大企業・個人金持ち減税＝消費税アップを容認あるいは積極唱導する、大前研一というイデオログや「連合」という運動体がしきりに「生活者」と強調することの意味をよく考えてみる必要がある。

周知のように「日経連」は、毎年の労問研報告で労働者生活の改善策として、賃上げではなくて、規制緩和あるいは自由化による農業「改革」、商工自営業「改革」で物価を引き下げよと唱えている。生活者と生産者を対立させ、後者から大企業を消してしまうことで、矛盾を国民内部の対立に転化させてしまうことに、「生活者」イデオロギーが道を開けていると私は考える。なぜ、労働者といわないのだろうか。何故、賃上げ・時短、さらにはその根拠としての「貧困化」や、その克服の基幹部隊たる労働運動の効用を論じないのか。結局のところ、「生活者」思想は、生産協力―分配対立的イデオロギーの変種であり、企業の聖域＝労働過程を不可侵とする思想なのではないか。

このように考える私は、本書の次のような「総合社会政策論」批判にいたく共感せざるを得ない。―「理論的には、社会政策が対象とする社会問題の核心を一方的に消費生活過程に求めることになり、もっぱら体制的矛盾を分配・消費過程の『貧困』にそらし、資本主義の生産関係と基本矛盾を無視ないし看過することになる」(185頁)。

5. 社会政策と社会保障

最後に、社会政策の定義との関わりで、資本は労働力を保全するあるいは保全ししかないと

の学説についてコメントしたい。この学説は「労働力価値」には老後生活費は含まれないとの理論とか、さらに進んで次のような政策主張にまでも展開される―「労働力のなくなった老齢期の生活については、理論的には資本家は生活費を支払う必要はなく、それは全額労働者の支払う租税でまかなわなければならない」(小川和憲「高齢者生活と年金改革」『日本文理大学商経学会誌 9巻2号』1991年44頁―労働者の租税は賃金から支払われるので、結局賃金が労働力再生産費以上になる形で資本家が労働者の老後生活費を支払うことになる?)。

しかし、私は労働力を確保しようとすれば、それを心身のうちに備えた労働者を確保せねばならず、その労働者に睡眠時の生活や休日の生活が付随していると同様に老後の生活が不可欠なかぎりで生涯トータルの生活費が「労働力価値」を構成すると考える。大河内社会政策論は、労働力保全の程度・態様を規定する労働者の主体的階級運動の無視軽視という点でのみ批判すべきではなく、労働力保全は労働者保全によってしか行えず、その労働者の生活の広がりとは労働力機能をはるかに越えているということで批判せねばならぬのではないか。社会保障はこの意味で十分に労働者政策としての社会政策に包含される。そして、社会保障の政策対象たる国民に、階級未分化的資本主義のもとでは賃金労働者に加えて相当量の自営業者が含まれるとしても、それは当該資本主義体制が賃金労働ではない労働力を経済の構成部分に含むということであり労働者政策の対象としての社会保障ということでのよいのではないか。

(八朔社・1993年4月刊)

(理事・九州大学教授)